

岩手県告示第292号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち政策地域部に係るもの（平成22年岩手県告示第340号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、集落再生・活性化モデル支援事業費補助、三陸ジオパーク案内板等整備費補助、公共交通バリアフリー化設備等整備費補助、地域公共交通活性化推進事業費補助及び運輸事業振興費補助	地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、集落再生・活性化モデル支援事業費補助、三陸ジオパーク案内板等整備費補助、公共交通バリアフリー化設備等整備費補助、 <u>地域バス交通等支援事業費補助</u> 、地域公共交通活性化推進事業費補助及び運輸事業振興費補助
科学 I L C 推進室	産学官連携機能強化促進事業費補助、産学共同研究シーズ育成支援事業費補助及び海洋エネルギー産業創出支援事業費補助	科学 I L C 推進室	産学官連携機能強化促進事業費補助、 <u>海洋研究拠点施設整備費補助</u> 、産学共同研究シーズ育成支援事業費補助及び海洋エネルギー産業創出支援事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			